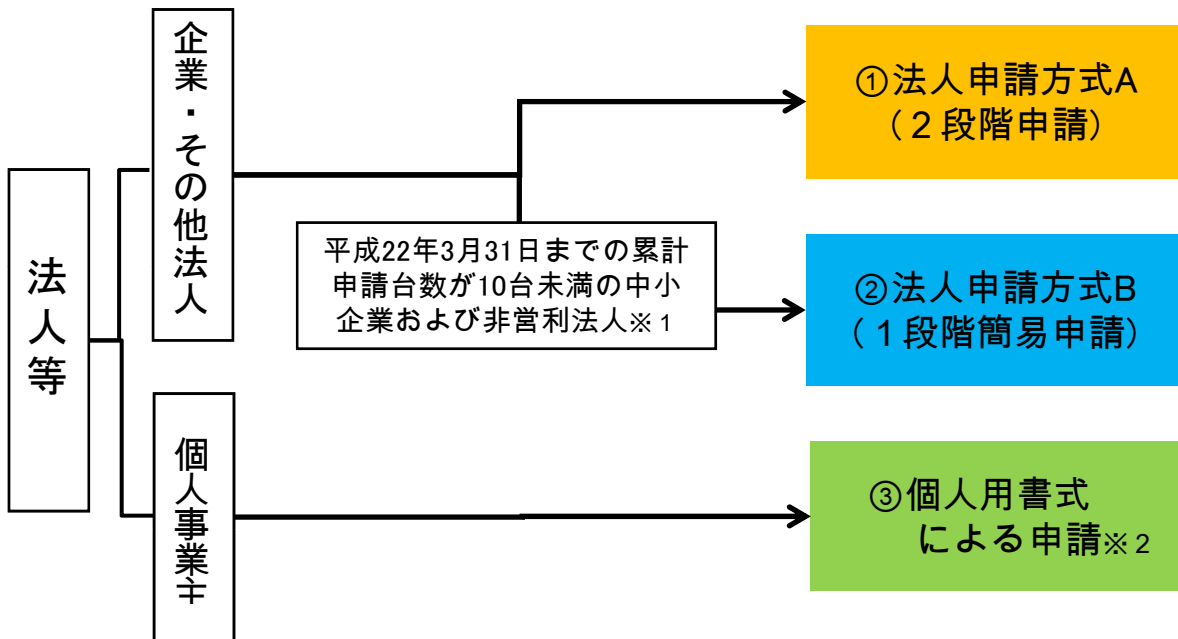


法人等のエコポイント申請方法について

●法人等申請の種別



- ※1 中小企業については、中小企業基本法第2条に定義する、「業種及び資本金または出資金総額と従業員数」により判断します。一般社団・財団法人やNPO法人等の法人も対象となります。
- ※2 個人事業主も、申請台数が多い場合、法人申請方式での申請が可能です。但し、その場合は、地デジアンテナ工事等にポイントを利用する「購入店利用」は利用できません。

●法人等申請内容の比較

①法人申請方式A (法人で②以外の場合)	②法人申請方式B (中小企業等で10台未満の場合)	③個人用書式 (個人事業主の場合)
<p>登録用資料</p> <p>①法人用A申請書 ②法人登記全部事項証明書 ③法人住民税納税証明書※3 ④印鑑登録証明書</p> <p>審査用資料</p> <p>⑤購入案件(審査)申請書 ⑥案件別利用状況資料 (注文書等契約書、設置図面、リース契約書、資産管理台帳等コピー)</p> <p>製品情報資料</p> <p>⑦購入商品(情報)登録 ⑧製品購入証明※4 ⑨メーカー保証書コピー ⑩家電リサイクル券控えコピー</p>	<p>登録/審査資料</p> <p>①法人用B申請書</p> <p>②法人住民税納税証明書※3</p> <p>製品情報資料</p> <p>③製品購入証明※4 ④メーカー保証書コピー ⑤家電リサイクル券控えコピー</p>	<p>登録/審査/製品情報資料</p> <p>①個人用申請書 ②領収書(原本)あるいは、 個人事業主用購入証明書 (販売元発行/書式提供予定) ③メーカー保証書コピー (型番、製造番号の記載があるもの) ④家電リサイクル券控えコピー</p> <p>※エコポイントの購入店利用が可能</p>

- ※3 法人住民税納税証明書は、前年納税のない新規法人の場合、法人登記全部事項証明書を提出ください。
- ※4 製品購入証明としては、以下のような注文日と納品日がわかる書類が必要です。
- ①：対象製品の製品型番、数量の記載のある注文書/受注書および納品書
- ②：対象製品の製品型番、数量の記載のある契約書(リース契約書等)
- ③：①②の書類に製品番号・数量の記載のない場合は、販売元で発行した指定の書式による製品購入証明書を提出してください。